

浜松市奨学金返還支援補助金申請の手引き

— 学生・既卒者用 —

20250401 版

皆さんの奨学金返還を企業と協力して支援します！



目 次

1. 事業概要	P 1
(1) 目的	P 1
(2) 補助金額等	P 1
2. 補助金交付までの手続き	P 1
(1) 補助金交付対象者認定申請の手続き	P 2
(2) 補助金交付申請の手続き	P 4
(3) 補助金交付請求の手続き	P 8
3. その他の届出	P 10
4. Q & A	P 12



浜松市

浜松市役所 産業部 労働政策課 (TEL : 053-457-2115)

浜松市奨学金返還支援補助金申請の手引き

1. 事業概要

(1) 目的

市と市内の中小企業（認定企業）が半分ずつ費用を負担し、認定企業に就職した若者の奨学金返還額の一部を補助することで、浜松市の将来を担う産業人材の確保及び若者の移住・定住の促進を図る。

※**認定企業**とは…市と一緒に皆さんの奨学金返還を支援する中小企業です。
浜松就職・転職ナビ「JOB はま！」で公開しています。

(2) 補助金額等

支援期間：**6年間**

上限額：**年額18万円（6年間総額108万円）**

※ただし、奨学金の年間返還額が18万円以下の場合は、その返還額が上限となります。

2. 補助金交付までの手続き

1回目の補助金を受け取るまでに、以下の(1)～(3)の手続きが必要です。

※2回目以降は(2)と(3)を毎年手続きしてください。

	月	手続き等
学生時代 (最終学年)		就職活動
	10月	内定解禁日（10月1日） (1)補助金交付対象者認定申請 → P2
	3月	大学等を卒業
就職1年目	4月	認定企業へ就職
	10月	奨学金返還開始 ※奨学金によって返還開始時期は異なる場合があります。
就職2年目	4月	
	10月	(2)補助金交付申請 → P4
	11月	市から補助金交付決定通知を送付
	12月	(3)補助金交付請求 → P8
		認定企業が市へ協力金を納付
	1月	市から補助金交付

(1) 補助金交付対象者認定申請の手続き

本補助金の交付を受けるためには、補助金交付対象者認定申請が必要です。審査の結果、申請内容が適正である認めるときは、浜松市奨学金返還支援補助金交付対象者認定通知書（第6号様式）を郵送します。

申請期間：認定企業に就職する前（学生は学校卒業した年の3月31日まで）

申請者：補助金を受けようとする本人

申請対象：以下のすべてに該当する方が申請できます。

- ①独立行政法人日本学生支援機構の貸与型奨学金、その他自治体等が貸与する奨学金を返還予定（既卒の方は返還中）の方
- ②現在、市内の企業に正社員として勤務していない方
- ③認定企業に正規社員として就職する年度末で満30歳以下の方
- ④就職後、浜松市に居住する予定の方
- ⑤奨学金を対象とした類似の助成を受ける予定がない方
- ⑥浜松就職・転職ナビJOBはま！に会員登録している方

提出書類：①浜松市奨学金返還支援補助金交付対象者認定申請書（第5号様式）
②認定企業の内定が確認できる書類の写し（内定通知書、内定証明書等）
③奨学金の借入金額の月額及び総額が確認できる書類（日本学生支援機構の場合、「貸与奨学金返還確認票」や「返還誓約書の控え」など）

申請方法：以下のいずれかの方法で申請してください。

- ◆浜松就職・転職ナビJOBはま！から電子申請（スマホから申請可）
- ◆浜松市役所労働政策課へ郵送又は持参（提出書類①の認定申請書は、浜松就職・転職ナビJOBはま！からダウンロードできます。）

※JOBはま！の電子申請が便利です。（添付書類は写真データ等を添付可）

【注意点】

- JOBはま！に会員登録してから申請してください。（登録無料）
- 就職後の住所が未定の場合であっても、浜松市に居住する可能性がある方は申請できます。
- 既卒の方は、新卒者と異なる場合がありますので、事前に労働政策課担当（053-457-2115）にご連絡ください。
- 虚偽の申請をした場合は、認定を取り消す場合があります。

浜松市奨学金返還支援補助金交付対象者認定申請書（第5号様式）記載例

※紙（郵送・持参）で申請する場合の記載例です。

第5号様式（第6条関係）

令和〇年10月3日

浜松市奨学金返還支援補助金交付対象者認定申請書

浜松市奨学金返還支援補助金交付対象者として認定を受けたいの

申請者	ふりがな	はままつ たろう			
	氏名	浜松 太郎		印 <small>(自署しない場合は、押印してください。) ※電子申請の場合は押印不要。</small>	
	住所	〒 XXX-XXXX 浜松市中央区〇〇町123-4			
	生年月日	平成〇年12月1日	出身地	浜松市	
	電話番号	自宅 053-xxxx-xxxx	携帯	080-xxxx-xxxxx	
	メールアドレス	xxxxx@xxxx.ne.jp			
修学先 <small>※既卒者は奨学金を受けていた修学先を記載</small>	学校名	〇〇〇〇大学			
	学部・学科	〇〇学部 〇〇学科			
	卒業年月	令和〇年3月	<input checked="" type="checkbox"/> 卒業見込	<input type="checkbox"/> 卒業	
借入奨学金	奨学金①	名称	日本学生支援機構奨学金（貸与型 第二種）		
		区分	<input type="checkbox"/> 無利子	<input checked="" type="checkbox"/> 有利子	
		借入金額	70,000 円/月	借入総額	3,360,000 円
	奨学金②	名称	なし（※複数ある場合は記入）		
		区分	<input type="checkbox"/> 無利子	<input type="checkbox"/> 有利子	
		借入金額	円/月	借入総額	円
内定先	就職予定先	（株）浜松工業			
	就職予定先の 本社所在地	浜松市浜名区〇〇町111-222			
	内定状況	<input checked="" type="checkbox"/> 内定 <input type="checkbox"/> その他（ ）			
	就職予定日	令和〇年4月1日			
確認事項 ※下記の項目に該当することに間違いがなければ、□に✓を記載してください。					
<input checked="" type="checkbox"/>	就職後は、浜松市内に居住する予定です。	※現在の予定で結構です。			
<input checked="" type="checkbox"/>	住所等の変更、退職、奨学金返還額の減額等があった場合は、直ちに市へ報告します。				
<input checked="" type="checkbox"/>	他の機関等から奨学金返還について、支援を受ける予定はありません。				

<添付書類> ・就職先の内定書の写し又は内定証明書

・奨学金の借入金額の月額及び総額が確認できる書類

(2) 補助金交付申請の手続き

就職2年目の10月に、1回目の補助金交付申請をしてください。前年の10月から当年の9月までの奨学金返還実績等を報告していただき、申請内容が適正であると認めるときは、**浜松市奨学金返還支援補助金交付決定通知書(第12号様式)**を郵送します。(様式はP8参照)

申請期間：**毎年10月**(就職2年目から7年目まで)

※補助金交付申請については、毎年事前にお知らせいたします。

申請者：補助金交付対象者本人

交付要件：次のすべてに該当する方に補助金を交付します。

- ①市から補助金交付対象者の認定を受けている方(P2参照)
- ②補助金交付申請時に、**認定企業に1年以上在職している方**
- ③補助金交付申請時に、**浜松市内に居住している方**(住民票がある方)
- ④奨学金を対象とした類似の助成を受けていない方
- ⑤市税を滞納していない方
- ⑥暴力団等との関係を有しない方

提出書類：**①浜松市奨学金返還支援補助金交付申請書**(第10号様式)

②大学等の卒業を証する書類の写し(※1回目の申請時のみ)

③在職証明書(第11号様式) **※勤務先に証明を依頼してください。**

④マイナンバーカード表面の写し又は住民票(発行3ヶ月以内)

(※はままつスマート申請の場合は添付不要です)

⑤奨学金の返還状況を証する書類

申請方法：以下のいずれかの方法で届出してください。

◆**はままつスマート申請から電子申請**(スマホから申請可)

※マイナンバーカードが必要です。

◆**浜松市役所労働政策課へ郵送・持参**(提出書類①、③は、浜松就職・転職ナビJOBはま!からダウンロードできます。)

※はままつスマート申請が便利です。(添付書類は写真データを添付可)

【注意点】

- **申請期間内に申請書類の提出がない場合は、補助金が交付されない場合がありますので、申請期間内に必ず手続きを行ってください。**
- 勤務する認定企業が認定取消となった場合や市へ協力金を納付しない場合は、補助金を交付できません。
- 住民票を提出するときは、マイナンバーが記載されていないものを提出してください。

提出書類① 浜松市奨学金返還支援補助金交付申請書(第10号様式)記載例

※紙(郵送・持参)で申請する場合の記載例です。

第10号様式(第12条関係)

令和〇年10月〇日

(あて先) 浜松市長

住所 浜松市中央区〇〇町123-4

氏名 浜松 太郎

(自署しない場合は、押印してください。※電子申請の場合を除く)

生年月日 平成〇年〇月〇日

印

浜松市奨学金返還支援補助金交付申請書

※朱肉を使う印鑑で押印

※自署する場合は押印不要

浜松市奨学金返還支援補助金の交付を受けたいので、浜松市奨学金返還支援補助金交付要綱第12条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 交付申請額 金 180,000 円 ※18万円又は返還額合計Cのうち、少ない方の額で千円未満を切捨てた額

2 借入奨学金返還実績(対象期間: 令和△年10月～令和〇年9月)

①奨学金名称	日本学生支援機構奨学金(貸与型 第二種)
返還額計 A	192,000円(上記の対象期間中に返還した額)
②奨学金名称	なし
返還額計 B	円(上記の対象期間中に返還した額)
返還額合計 C (A+B)	192,000円

3 誓約事項 ※チェック✓を入れてください。

- 申請内容について、浜松市から勤務先へ確認をして構いません。
- 他の機関等から奨学金返還について、支援を受けておりません。
- 勤務先企業が補助金の費用に充てるための協力金を市へ納付することが、本補助金の交付要件であることを承知しています。
- 市において、補助金交付申請者の市税の納付、納入状況などについて確認することに同意します。
- 暴力団(浜松市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団をいう)又は暴力団員等(浜松市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等をいう)と関係を有しておりません。

4 添付書類

- (1) 大学等の卒業を証する書類の写し(初回申請時のみ。なお、すでに提出している場合は不要)
- (2) 在職証明書(第11号様式)
- (3) マイナンバーカード表面の写し又は住民票の写し(発行後3月を経過しないもの)※WEB申請の場合は不要
- (4) 奨学金の返還状況を証する書類 ※日本学生支援機構の場合「奨学金返還額証明書」

提出書類③ 在職証明(第11号様式)記載例 ※勤務する認定企業に作成を依頼してください。

※電子申請の場合は、証明書の写真データ等を添付してください。

第11号様式(第12条関係)

在職証明書

氏名	浜松 太郎	
住所	浜松市中央区〇〇町123-4	
生年月日	平成〇年12月1日	
勤務している 事業所	名称	(株)浜松工業
	所在地	浜松市浜名区〇〇町111-222
	電話番号	053- XXX - XXXX
就業年月日	令和〇年4月1日	
雇用形態	正社員	
職種	営業	

上記の者は、令和〇年10月1日現在、当社に在職していることを証明します。

令和〇年10月1日

所在地 浜松市浜名区〇〇町111-222

企業名 (株)浜松工業

代表者 代表取締役 浜松 一郎

印

(自署しない場合は、押印してください)

※自署の場合は押印不要

<記入担当者>

所属部署 総務部 総務課 人事グループ

役職・氏名 係長 静岡 花子

電話番号 053-XXX-XXXX

提出書類⑤ 奨学金の返還状況を証する書類（例）

補助金交付申請兼実績報告の添付書類として、**奨学金返還状況が確認できる書類**を提出してください。（下記の対象期間内の返還額が確認できる書類）

対象期間：申請する前年の10月1日から当年の9月30日まで

【注意点】

- **日本学生支援機構**の場合は、「奨学金返還証明書」と「奨学金返還額証明書」**がありますが、「奨学金返還額証明書」を提出してください。**発行を依頼するときは、お間違えのないようにお願いします。
- 奨学金の返還先に証明書等の発行を依頼するときは、**上記の対象期間を指定**してください。

日本学生支援機構の「奨学金返還額証明書」

※電子申請の場合は、証明書の写真データ等を添付してください。

奨学金返還額証明書		見本
奨学生番号	810-**-*****	
氏名	機構 太郎	
学校名	機構大学	
		(令和**年 **月 **日現在)
対象期間	****年**月**日 から ****年**月**日 まで	
返還額	***, ***円	
元金	***, ***円	
利息	** , ***円	
指定された対象期間に返還いただいた返還額は上記のとおり相違ないことを証明する。 令和**年 **月**日		
東京都新宿区市谷本村町10-7 独立行政法人日本学生支援機構 奨学事業戦略部長		育英一 郎 公印 (印影印刷)
		

日本学生支援機構ホームページより転記

(3) 補助金交付請求の手続き

補助金交付申請（P4）を行い、下記の浜松市奨学金返還支援補助金交付決定通知書（第12号様式）を受領後、提出期間内に補助金の交付請求をしてください。

提出期間：浜松市奨学金返還支援補助金交付決定通知書（第12号様式）と併せてお知らせします。（11月下旬頃）

提出書類：**①浜松市奨学金返還支援補助金交付請求書（第14号様式）**
②振込先金融機関の通帳又はキャッシュカードの写し

申請方法：以下のいずれかの方法で届出してください。

◆**はままつスマート申請から電子申請**（スマホから申請可）

※マイナンバーは不要です。

◆**浜松市役所労働政策課へ郵送・持参**（提出書類①は、浜松就職・転職ナビJOBはま！からダウンロードできます。）

※はままつスマート申請が便利です。（添付書類は写真データ等を添付可）

浜松市奨学金返還支援補助金交付決定通知書（第12号様式）

第12号様式（第13条関係）

浜〇〇〇第〇〇号
令和〇年〇月〇日

浜松 太郎 様

浜松市長 〇〇 〇〇

浜松市奨学金返還支援補助金交付決定通知書

浜松市奨学金返還支援補助金交付要綱第13条の規定に基づき、下記のとおり交付決定しましたので通知いたします。

記

交付決定金額

交付決定金額（決定額）： **180,000** 円

浜松市奨学金返還支援補助金交付請求書（第14号様式）記載例

第14号様式（第15条関係）

※紙（郵送・持参）で申請する場合の記載例です。

令和〇年11月〇日

（あて先）浜松市長

住所 浜松市中央区〇〇町123-4

氏名 浜松 太郎

浜松市奨学金返還支援補助金交付請求書

押印不要

浜松市奨学金返還支援補助金の交付を受けたいので、浜松市奨学金返還支援補助金交付要綱第15条の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 請求額 金 180,000円

浜松市奨学金返還支援補助金交付決定通知書（P6）に記載された交付決定金額を記入

2 振込先

金融機関	〇〇銀行		浜松中央 <small>本店</small>
口座種別	普通 <small>当座</small>	口座番号	0123456 <small>支店</small>
フリガナ	ハママツ タロウ		
口座名義人	浜松 太郎		

※口座名義人は申請者本人の名義に限ります。

（手書きする場合の注意）

- ・鉛筆や消えるボールペン、修正液は使用できません。
- ・請求額は修正できません。（書き足し等も不可）※他の箇所は二重線に押印で修正可

【注意点】

- ・必ず指定された提出期間内に提出してください。（お勤めの企業や他の交付者の迷惑となります）
- ・補助金交付請求後、認定企業からの協力金の納付を確認した後に、指定の口座に補助金を振り込みます。（1月頃）

3. その他の届出

補助金交付対象者認定後に、下記の変更が生じた場合は、速やかに届出をしてください。学校を卒業し、就職後に住所が変わったときも届出が必要です。

- 届出事由： 1 認定を辞退
2 認定企業を退職
3 認定企業に就職を予定していた日に就職しなかった
(大学等を留年・休学・退学したとき及び退学処分を受けたとき等)
4 返還免除等により返還すべき奨学金が減額
(他の機関等から奨学金返還の支援を受けることになったときを含む)
5 住所又は氏名の変更
6 その他 (電話番号等、その他市長が必要と認める変更)

届出書類：**浜松市奨学金返還支援補助金交付対象者届出書** (第8号様式)

添付書類：**届出事由4…減額等が確認できる書類の写し**
届出事由5…住所等の変更が確認できる書類の写し
(例：マイナンバーカードの表面、住民票、免許証等)

届出方法：以下のいずれかの方法で届出してください。

- ◆浜松就職・転職ナビ JOB はま!から電子申請 (スマホから申請可)
 - ◆浜松市役所労働政策課へ郵送又は持参 (上記届出書は、浜松就職・転職ナビ JOB はま! からダウンロードできます。)
- ※JOB はま! の電子申請が便利です。(添付書類は写真データ等を添付可)

【注意点】

- メールアドレスを変更した場合は、JOB はま! のマイページで変更してください。補助金申請のお知らせなど、大切なメールを送る場合がありますので、忘れないように変更をお願いします。また、確認漏れを防ぐため、普段よく使うメールアドレス (スマートフォン等) を推奨します。
- 自己都合で市外に転出し、補助金交付の要件を満たさなくなった場合は、「1 認定を辞退」で届出をしてください。
※ただし、期間限定の市外勤務による転出や、また補助対象期間内に市内に居住する可能性がある場合は、労働政策課までご相談ください。
- 住民票を提出する場合は、マイナンバーが記載されていないものを提出してください。

浜松市奨学金返還支援補助金交付対象者届出書（第8号様式）

第8号様式（第7条関係）

※紙（郵送・持参）で申請する場合の記載例です。

令和〇年〇月〇〇日

（あて先）浜松市長

住所 浜松市浜名区◇◇町 456-7
カーサ浜名湖 105号
氏名 浜松 一郎

浜松市奨学金返還支援補助金交付対象者届出書

浜松市奨学金返還支援補助金交付要綱第7条第1項の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

※ 該当する番号に○を記載ください。

- 1 認定を辞退
- 2 認定企業を退職
- 3 認定企業に就職を予定していた日に就職しなかった（大学生等が留年、休学、退学をしたとき及び退学の処分を受けたときを含む。）
- 4 返還免除等により返還すべき奨学金が減額（他の機関等から奨学金返還について、支援を受けることになったときを含む。）
※免除等が確認できる書類を添付

⑤ 住所又は氏名の変更

※住所等の変更が確認できる書類の写しを添付（マイナンバーカード、住民票、免許証等）

変更前 浜松市天竜区〇〇町 123-4 メゾン浜松 203号

変更後 浜松市浜名区◇◇町 456-7 カーサ浜名湖 105号

⑥ その他（変更内容：電話番号）

変更前 053-XXX-XXXX

変更後 053-ZZZ-ZZZZ

4. Q & A

Q1. 認定企業に就職を予定しており、補助金交付対象者にも該当すると思いますが、この補助金制度を利用するかどうかは、まだ決めていません。

A1. **原則、就職後は認定申請ができません**ので、補助金を利用する可能性がある場合は、補助金交付対象者認定申請の手続きをしておいてください。 (P2 参照)
最終的に制度を利用しないことを決めた場合は、「浜松市奨学金返還支援補助金交付対象者届出書」を提出して認定を辞退してください。 (P10 参照)

Q2. 市内に本社のある認定企業に就職が内定しましたが、勤務地が浜松市内とは限りません。交付対象者認定申請はできますか。

A2. **市内本社**の認定企業に就職される場合は、市内に居住していれば市外の勤務地でも補助の対象となりますので、対象者となる可能性がある場合は申請をしておいてください。

<居住地・勤務地の取り扱い>

◆認定企業が**浜松市内に本社**がある場合

①**市内**の事業所に勤務し、**市内**に居住 → **対象**

②**市内**の事業所に勤務し、**市外**に居住 → 対象外

③**市外**の事業所に勤務し、**市内**に居住 → **対象**

④**市外**の事業所に勤務し、**市外**に居住 → 対象外

◆認定企業が**浜松市外に本社**がある場合

①**市内**の事業所に勤務し、**市内**に居住 → **対象**

②**市内**の事業所に勤務し、**市外**に居住 → 対象外

③**市外**の事業所に勤務し、**市内**に居住 → 対象外

④**市外**の事業所に勤務し、**市外**に居住 → 対象外

Q3. 市外に転出した場合は、補助の対象から外れますか。

A3. 補助金交付申請時 (入社2年目の10月1日、以後毎年10月1日) に市内に居住していない (住民票がない) 場合は、補助対象外となります。

その他、例えば「入社後1年間は長期研修のため市外の事業所に勤務」など、様々なケースが想定されますので、労働政策課担当までお問い合わせください。

Q4. 対象となる奨学金は、どんなものがありますか。

A4. 日本学生支援機構が貸与する奨学金の他、地方公共団体等が学資として貸与する資金など、市長が認める奨学金が対象です。

(対象となる奨学金)

- ・独立行政法人日本学生支援機構が貸与する奨学金
- ・浜松市奨学金など、地方公共団体が貸与する奨学金
- ・(一財) あしなが育英会
- ・(公財) 交通遺児育英会 など
- ・母子父子寡婦福祉資金貸付金償還金 (※償還者が本人の場合のみ対象)

上記以外の奨学金を借りている方は、労働政策課へお問い合わせください。

Q5. 教育ローンは対象となりますか。

A5. 本事業は、認定企業に就職した新卒者等を支援する制度であるため、保護者が返済義務を負う教育ローンは対象外となります。

Q6. 認定企業を退職した場合はどうなりますか。

A6. 補助金交付申請時（入社2年目の10月、以後毎年10月）に認定企業を退職されている方は補助金交付申請ができません。

また、過去に交付された補助金は、受領後に認定企業を退職しても返還する必要はありません。

Q7. 奨学金の返還が滞ってしまった場合は、どうなりますか。

A7. 特別な理由がなく、奨学金返還を滞納した場合は、補助の対象から外れることがあります。返還できない理由が発生したときは、事前に労働政策課担当までご相談ください。

Q8. 新卒ではないのですが対象となりますか。

A8. 認定企業に入社する年度末において、満30歳以下の方であれば対象となります。

ただし、お手数ですが既卒の方は、事前に労働政策課担当までご連絡をお願いいたします。（申請方法、補助金支給時期等、新卒と異なる場合があります）



JOB はま！へ

各申請等は、浜松就職・転職ナビ「JOB はま！」からの電子申請が便利です。

<https://www.shigoto-hamamatsu.com/work/scholarship/>



お問合せ先

浜松市役所 労働政策課 奨学金返還支援担当

〒430-8652 浜松市中央区元城町 103 番地の 2

TEL : 053-457-2115 Eメール : rose@city.hamamatsu.shizuoka.jp